

総社市告示第125号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成機関において<u>1</u>年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間(以下「支給期間」という。)は、修業期間の全期間とし、<u>36</u>箇月を上限とする。</p> <p>2～5 略</p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成機関において<u>2</u>年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間(以下「支給期間」という。)は、修業期間の全期間とし、<u>24</u>箇月を上限とする。</p> <p>2～5 略</p> |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

2 平成26年度以降に修業を開始した者であって、平成28年4月1日時点で修業中のものについても、改正後の総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱の規定を適用する。